

愛知県青少年育成県民会議 Web サイト「参加機関・団体からのお知らせ」
申請者管理規約

令和4年2月1日

愛知県青少年育成県民会議事務局

(目的)

第1条 この規約は、愛知県青少年育成県民会議事務局（以下「県民会議事務局」という。）が運営する Web サイトのうち、「参加機関・団体からのお知らせ」（以下「本サイト」という。）への情報掲載を申請した者（以下「申請者」という。）について、必要な事項を定めたものです。

(申請者)

第2条 申請者は、愛知県青少年育成県民会議の参加機関・団体に限ります。

- 2 申請者は、青少年健全育成活動に資する情報を提供するものとします。
- 3 申請者は、本規約に同意したものとします。
- 4 申請者を不相当と判断した場合は、県民会議事務局は、掲載を承認しません。
- 5 申請者は、自ら提供した情報に関し、他の申請者又は第三者と紛争が生じた場合は、自らの費用と責任において、これを解決するものとします。

(申請情報)

第3条 県民会議事務局は、申請者が申請した情報のうち、申請者に不利益を与える恐れのない情報について、転載・利用できるものとします。

- 2 申請の際に申請者の情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めません。
- 3 申請した情報に変更が生じた場合には、速やかに県民会議事務局に連絡してください。

(禁止事項)

第4条 申請者は、次の各号に該当し、又はその恐れのある行為は禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の申請者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の申請者又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他の申請者又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 政治活動、宗教活動又はこれに類似する行為
- (7) 本サイトの管理及び運営を妨害する行為
- (8) その他、県民会議事務局が不相当と判断する行為

(情報の不掲載)

第5条 県民会議事務局は、申請者が掲載しようとする情報が前条各号に該当する場合、その情報を掲載しません。

(掲載の中断、停止)

第6条 県民会議事務局は、以下のいずれかに該当する場合は、申請者の承諾を受けることなく掲載の一部又は全部を一時中断又は停止することがあります。

- (1) 本サイトの保守、更新又は緊急の場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により掲載が困難な場合
 - (3) インターネットを通じた不正な侵入により掲載が困難な場合
 - (4) その他、不測の事態により、県民会議事務局が掲載が困難と判断した場合
- 2 前項各号に掲げた事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、県民会議事務局はその責任を負いません。

(掲載の中止等)

第7条 県民会議事務局は、申請者の承認を受けることなく、掲載を中止し、又はその内容を変更し、若しくは追加することができるものとします。

- 2 前項の事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、県民会議事務局はその責任を負いません。

(規約内容の変更)

第8条 県民会議事務局は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を申請者への通告なしに変更することができるものとし、この規約変更後に本サイトを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。